

統計課資料第1412号
平成28年4月刊行

宮城県 の 商 業

(卸売・小売業)

—平成26年商業統計調査結果報告書—

宮城県 震災復興・企画部

目 次

I 利用にあたって

1 商業統計調査のしくみ	1
2 利用上の注意	4

II 調査結果の概要

1 概況	10
2 卸売業	11
3 小売業	18
4 小売業の商品販売形態	28
5 商品の販売方法	29
6 チェーン組織への加盟の状況	33
7 広域圏別の状況	35
8 市区町村別の状況	37
9 小売業の業態別状況	39
10 来客用駐車場	44

III 分析表

第1表 産業分類小分類別の事業所数，従業者数（実数，1事業所当たり），年間商品販売額（実数，1事業所当たり），売場面積（実数，1事業所当たり），増減率及び構成比	46
第2表 産業分類小分類別の事業所数（法人・個人別），従業者数（法人・個人別），年間商品販売額（法人・個人別）及び売場面積（法人・個人別）	50
第3表 従業者規模別の事業所数，従業者数，年間商品販売額，売場面積，増減率及び構成比	52
第4表 広域圏別の事業所数，増減率及び構成比	54
第5表 広域圏別の従業者数，増減率及び構成比	54
第6表 広域圏別の年間商品販売額，増減率及び構成比	54
第7表 市区町村別，卸売・小売業別の事業所数，従業者数，年間商品販売額及び増減率	55
第8表 都道府県別の事業所数，従業者数，年間商品販売額及び順位の動向	57
第9表 小売業の業態別の事業所数，従業者数，年間商品販売額，売場面積，増減率及び構成比	58

I 利 用 に あ た っ て

《 商業統計調査のしくみ 》

1 調査の目的

商業統計調査は、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 根拠法規

統計法（昭和19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

3 調査期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、周期調査であるが、平成9年調査以降は5年ごとに実施し、その中間年（本調査から2年後）に簡易調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサスー活動調査の2年後に実施することになり、今回は総務省所管の経済センサスー基礎調査と同時調査（一体的）により実施した。

年次別の調査期日は、下記のとおり。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年(1952)	卸売・小売業・飲食店	9月1日	60年(1985)	卸売・小売業	5月1日
29年(1954)	〃	9月1日	61年(1986)	一般飲食店	10月1日
31年(1956)	〃	7月1日	63年(1988)	卸売・小売業	6月1日
33年(1958)	〃	7月1日	平成元年(1989)	一般飲食店	10月1日
35年(1960)	〃	6月1日	3年(1991)	卸売・小売業	7月1日
37年(1962)	〃	7月1日	4年(1992)	一般飲食店	10月1日
39年(1964)	〃	7月1日	6年(1994)	卸売・小売業	7月1日
41年(1966)	〃	7月1日	9年(1997)	〃	6月1日
43年(1968)	〃	7月1日	11年(1999)	〃（簡易調査）	7月1日
45年(1970)	〃	6月1日	14年(2002)	卸売・小売業	6月1日
47年(1972)	〃	5月1日	16年(2004)	〃（簡易調査）	6月1日
49年(1974)	〃	5月1日	19年(2007)	卸売・小売業	6月1日
51年(1976)	〃	5月1日	26年(2014)	〃	7月1日
54年(1979)	〃	6月1日			
57年(1982)	〃	6月1日			

※平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

4 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類I－卸売業、小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査

規則第4条参照)を除く)を対象とした。

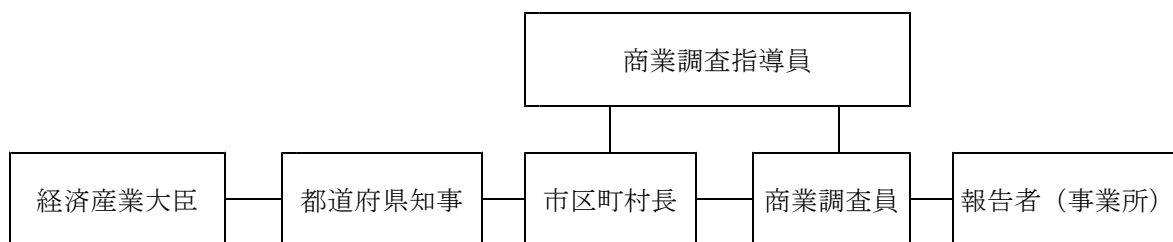
調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

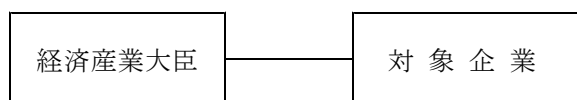
5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は以下の①、②による。

- ① 報告者(事業所)が自ら調査員によって配布された調査票に記入(自計方式)し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



6 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の①～⑱の全ての項目、個人経営の事業所については⑦、⑱を除く項目である。

なお、調査項目のうち⑩～⑱は、小売業のみの調査項目である。

調査項目	
① 事業所の名称及び電話番号	⑪ セルフサービス方式採用の有無
② 事業所の所在地	⑫ 売場面積
③ 事業所の従業者数	⑬ 営業時間等
④ 事業所の開設時期	⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数
⑤ 経営組織	⑮ チェーン組織への加盟の有無
⑥ 単独事業所・本所・支所の別	⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合
⑦ 資本金等の額及び外国資本比率	⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
⑧ 年間商品販売額等	⑱ 企業の事業所数等
⑨ 年間商品販売額の販売方法別割合	
⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	

7 概況・分析表における留意点

- ① 平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しないため、比較は行っていない。
- ② 「平成24年」の数値は「平成24年経済センサスー活動調査」の結果である。
- ③ 平成24年経済センサスー活動調査との比較は両調査の集計対象範囲の違いがあるため、その差数が全て増加、減少を示すものではないことから、参考としての比較である。

《 利用上の注意 》

1 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に準拠している。

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおり。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁の分類番号で細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位2桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁と順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表 1	財 別	小分類	産 業 分 類
	生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
		532	化学製品卸売業
		533	石油・鉱物卸売業
		534	鉄鋼製品卸売業
		535	非鉄金属卸売業
		536	再生資源卸売業
	資本財	531	建築材料卸売業
		541	産業機械器具卸売業
		542	自動車卸売業
		543	電気機械器具卸売業
		549	その他の機械器具卸売業

財 別	小分類	産 業 分 類
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

ウ 「5598 代理商, 仲立業」

「卸売販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商, 仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店, 総合スーパー」

表2の衣(中分類57), 食(中分類58), 住(中分類59, 60)にわたる商品を小売し、衣, 食, 住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

表2の衣(中分類57), 食(中分類58), 住(中分類59, 60)にわたる商品を小売し、衣, 食, 住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

表2

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
住	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

表3

産業分類	小分類	産 業 分 類
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいう。

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「60211 金物」、「60221 荒物」、「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいう。

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

3 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商・仲立業）
代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を加え「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの出向派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものの。

(9) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(10) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(11) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(12) 広域圏の範囲（市区町村名は、調査時点（平成26年7月1日）の名称である。）

広 域 圏	市 区 町 村 名
仙 南	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
仙 台 都 市	仙台市（青葉区，宮城野区，若林区，太白区，泉区），塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村
大 崎	大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
栗 原	栗原市
登 米	登米市
石 巻	石巻市，東松島市，女川町
気仙沼・本吉	気仙沼市，南三陸町

4 記号及び注記

- (1) 統計表中の「－」は該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「△」はマイナスの数値を表している。「X」は事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

- (2) 「年間商品販売額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「不詳」について
統計表の「不詳」とは、当該項目について、調査していない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表している。
ア「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は不詳となる。
イ「営業時間」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）に属する事業所は不詳となる。

5 確報における集計対象事業所

産業大分類「I－卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち，以下全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

6 その他の注意事項

- (1) この報告書の数値は，本県独自の集計によりとりまとめたもので，経済産業省が公表する数値との相違があり得る。
- (2) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は「宮城県の商業（平成26年商業統計調査結果報告書）」による旨を明記のこと。
- (3) この報告書についての照会先
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県震災復興・企画部統計課商工経済班
TEL：022-211-2457
- (4) この報告書に記載されている内容は宮城県のホームページにも掲載されております。
統計課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>